

静岡地方裁判所委員会（第46回）議事概要

第1 日時

令和3年11月18日（木）午前10時00分から午前11時45分まで

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

稲葉宣明，菊池絵理，小林充，小松一徳，小山陽一郎，丹沢哲郎，洞江秀，永井学，牧野百里子，村田斉志（五十音順，敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所民事1部部総括判事 増 田 吉 則

同 民事2部部総括判事 菊 池 絵 理

同 判事 鹿 田 あゆみ

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

裁判手続のIT化について

第5 議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

2 新任委員からの自己紹介

3 議題についての説明及び意見交換

(1) 説明者からの概要説明等

説明者からテーマについて概要説明が行われ，各委員が実際の法廷でIT機器を使用した模擬裁判を見学した。

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

○ 実際にウェブ会議による手続は，どのくらい行われているのか。

- △ 静岡でウェブ会議を始めた昨年12月以来、民事手続全体の中では3割程度である。もっとも、書面による準備手続に限ると8割以上がウェブ会議で行われている。ウェブ会議が可能なケースでは、ほとんど全てがウェブ会議で行われており、実感としては数字以上に多くの事件で利用できていると感じている。
- 司法修習生に対し、ウェブ会議の研修は行われているのか。
- IT技術に特化した研修は特段行われていないが、司法修習生は実務修習の中で裁判官の隣で生の事件に触れている。ウェブ会議を使用した手続の状況は、生の事件の中で学習している。
- 裁判官は全員Teamsに習熟しているのか。
- △ 全員裁判手続で問題なく使用できる。
- 尋問手続でウェブ会議を利用しているか。
- △ 現時点では尋問手続でのウェブ会議利用はできないが、将来的には利用できる可能性はある。
- 将来的に尋問等をウェブ会議で行うことで、裁判官の心証形成に影響はあるか。
- △ 現状でもTV会議システムを利用して、画面越しに尋問を行うことがあるが、証人等の様子はよく分かるので、心証形成に特段の影響はないと感じている。
- ウェブ会議については、弁護士にも機材が配布されるなどして弁護士会に普及しているのか。
- 弁護士会が、組織的に機材を各弁護士に提供するというところまではしていないと思われる。各弁護士に、自前でパソコン等の設備を用意いただいていると思う。
- Teams自体は、各弁護士がパソコンにインストールすればできる。
- 本人訴訟ではウェブ会議は使用されているのか。
- △ 現状では当事者双方に弁護士がついている場合にウェブ会議を使用しているが、将来的には本人訴訟への導入も含めて検討されている。
- 当事者本人のみの状況でウェブ会議を使用するとなると、当事者に影響を与えるような人物が同席していないかの確認や、本人確認をどのように行うかという問題がある。

- 弁護士の事務所にウェブ会議に適した個室がないと、ウェブ会議途中で電話がかかってくる、外の人物が入ってくることもありうるので参加しにくいと感じる。
- その点はテレワーク一般に言える問題であると思う。今後IT化を進めていくうえで、裁判所の設備としても個別のブースが必要かといった議論が必要になる。
- ウェブ会議に出頭した当事者の本人確認に、マイナンバーを使うことも想定しているのか。
- 法制審議会の議論の中でも、一つの選択肢としてマイナンバーの使用は取り上げられている。現行法上、マイナンバーの使用場面はかなり制限されているため、ウェブ会議の本人確認にマイナンバーを使用すると、マイナンバー法の改正も合わせた議論が必要となる。
- 裁判所が使用するウェブ会議のアプリケーションは、今後もTeamsのみの予定か。
- 現状、民事裁判では全国的にTeamsを使用している。契約期間が終了すれば調達をかけて入札をすることになるので、その段階で使用するアプリケーションが変わる可能性はある。また、家庭裁判所では調停手続のウェブ会議の試行が始まるが、こちらはWebexの使用を予定していると聞いている。また、司法行政の会議では、Zoomを使うこともあり、用途に応じたアプリケーションを使用している。
- Teamsにアップされた書類等のデータはどこに保存されるのか。
- マイクロソフト社との契約により、同社の管理の下で保存されていると聞いている。
- 判決の閲覧もウェブ上で可能となるのか。
- 法制審議会での論点の一つである。判決を広く公開することには公共財としての活用が進むという利点があるが、他方で裁判当事者や関係者の思いとしてはプライバシーが広く知れわたることは困るというものもあり、その点の折り合いをどこでつけるかという問題がある。また、公開にあたって匿名処理や仮名処理をどうするかも論点となる。現状は、社会にとってルールとなりうるような判決、参考になると思われる判決を裁判所でピックアップして

ウェブサイトに掲載しているが、公共財としての活用のためにより多くの判決をアップするか、どの機関がどのような形でウェブ上に掲載するかは、盛んな議論がされている状況である。

- 外国にいる人とのやりとりも、ウェブを利用した手続で可能か。
- 法制審議会で議論されているところである。実務上では、訴訟の準備作業としてメールやFAXを用いて海外とやり取りをすることはある。ただ、裁判期日や尋問等の裁判手続そのものを行うとなると、他国の領域において日本の裁判権を行使しているように見える一面もある。国家主権の問題にも絡み、場合によっては条約で解決しないといけないという考えもある。法的な面から詰めるべきところが多々あり、現状では典型的な裁判手続をウェブ会議で外国と繋いで行うということはできていない。

- 代理人の受任を義務付けるということならIT化も可能であると思うが、一番の課題は、本人訴訟の場合であると思う。訴訟当事者の中には、訴状自体も受け取らないとか、裁判手続に協力しない人もいる。そういう人に、IT手続に協力をさせることができるのかがネックになるのかなと思う。また、パソコン操作がなかなかできない人もいる。そういう人も巻き込んでIT化を進めるには、パソコンではなくスマートフォンで裁判手続ができるようにならないと難しいと率直に思っている。

もう一点の課題として、裁判に対する信頼性が損なわれないか不安がある。証拠をウェブ提出するとなると、原本性の確認であるとか、証拠が偽造されてしまわないかといった懸念がある。

- 代理人を義務付けるのは一つの選択肢ではあり、従来から立法論として議論のあるところであるが、IT化の議論の中では現状でそういう形での議論は法制審議会ではされていない。他方、デジタルディバイドにならないようなサポートの仕方や、オンラインの活用を義務化すべきかといった論点がある。IT化を進めることで、利便性が向上することは確かであるが、その波に乗れない人をどのように支えていくかが問題である。その点、大変心強いと思うのは、司法書士会や弁護士会に、組織として本人をサポートしていくとおっしゃっていただいていることである。裁判所もサポートをしていくが、例えば、書面を裁判所に持ってきて、アップロードができないからやってほし

いとなった場合、裁判所は技術面でのサポートは可能であるが、訴訟でどのような主張をすべきかといった、法律相談にあたる内容までサポートを求められてしまうと中立性から関与はできない。そうなってくると、弁護士や司法書士の方々にサポートしていただく局面かと思う。

また、スマートフォンの利用については、法制審議会でも意識しているところである。周囲から影響を受けないような環境であれば、スマートフォンを利用してもいいのではないかと議論がされている。利便性の向上と機密性・完全性への影響・弊害はデジタル化で常に出てくる議論である。証拠で原本を確認しないといけないものが出てきた場合には、実際の法廷で生のものを見る手続も補完的に用意すべきとの議論がされている。

電子化とそれに伴う偽造の問題には、向上していくであろうセキュリティ技術を裁判所でも取り入れて対応できるようにしないとイケない。

- 大学でも、面接入試をオンラインで行うことについて議論になった。しかし、面接を受けている環境の確認や本人確認が非常に難しく、ほとんど断念し、ごく一部だけで取り入れることになった。本人訴訟の場合、これと同様の問題があるだろうと感じる。
- 本人確認の一つにマイナンバーを使用することがありうるとのことだが、カードの写真と見た目がちがうことがある。私の組織では、ソフトに取り込んで顔の輪郭が一致しているとかチェックをかけているが、そういった問題にはどのように対応するのか。
- 現状では、本人訴訟にはウェブ会議を使っていないので、本人確認の問題には直面していない。証人尋問等にウェブ会議が広がってきた場合には、画面を通じて身分証明書を見せてもらう場面が出てくることが想像される。議論されている中では、写真で確認するというよりは、マイナンバーカードを持っていること自体で本人性が推認されるということで確認することがありうるのかなと考えている。
- IT化を進めることで、裁判所の負担が増えていないか。
- 過渡期には一時的に負担が増えることがあると思う。来年2月頃から一部の庁で、現行法で可能な範囲でe提出の試行を行おうとしているところであるが、訴訟記録自体は紙を原本とする必要がある。そのために、オンラインで

提出されたものを裁判所でプリントアウトして記録化するという負担が生じることになる。

また、IT技術の習熟の問題は裁判所の職員にも起きうる。研修や周知活動も行うことになるので、そういった面での負担も過渡期には生じる。ただそれを乗り越えれば、利便性が高まり様々なメリットが生まれると思う。

○ 裁判官が判断をするにあたり、リアルとウェブで違いが生じないか。五感で判断するものがあるのではないかと感じるがいかがか。

● 心証形成に大きな影響はないかなと思う。もっとも、証人のどちらかが嘘をついているというようなぎりぎりの局面でも、すべて画面越しに判断できるのかとなると考えてしまう。しかし、今後技術が進んで、画質等が向上し、細部まで鮮明にわかったりするようになれば、その問題が解消される時代がきてもおかしくないと思う。

△ 民事でも刑事でも画面を通じた手続を行った経験があるが、心証は取れた。現実の法廷では裁判官席と証言台はある程度距離が離れており、コロナ下ではマスク越しに表情を伺ったりすることになる。他方、TV画面であれば、表情をアップで見ることにも可能である。裁判官が証人等の機微の動きをどのくらいとらえられるか、認定に使えるかというところが問題になると思うが、細部だけではなく全体での評価になるので、画面でも十分分かる。ウェブだからといって心証形成にはあまり影響がないと私は思う。

△ 私もそれほど影響は感じていない。実際の法廷で証言するときには証人や本人に独特の緊張感があるけれど、画面越しでは、その緊張感が若干緩和されているのかなと感じることはある。

どちらかが嘘をついているというような微妙な事案であったら、直接法廷に来ていただきたいとなるかもしれない。それは今後どのように運用していくのかということになると思う。

○ 証人も自宅なら落ち着いて応答できるから、かえっていい面もあるのかなとも思った。会議などでは、出席者の人となりや進行にとって大事になることもあるが、ウェブではそれが分かりにくいというデメリットがあるものの、裁判では、必要となる情報は限られているので、裁判手続でウェブを活用することにはその点のデメリットはあまり影響しないのかなと感じる。

- 実際に運用してきた中で、ウェブ手続を利用したことによるトラブルのエピソードがあれば紹介してほしい。
- △ 慣れていない方にとっては操作が難しいのかなと感じることがあった。また、ソフトが立ち上がらない場合に、ソフト自体の不具合なのか、回線の問題なのかわからないということがあった。
- △ 基本的には操作面でのトラブルが多い。また、裁判所に来なくていいということで、期日自体を忘れているのか、呼び出してもなかなか接続できないこともあった。
- 会議が途中で切れたり、画像が悪くなったりといった回線の安定性のトラブルは付きまとうと思う。そこでのトラブルはある程度覚悟しないといけない。
- パソコンが古いと接続が不安定になるなど、ソフト面、ハード面双方での問題があるかと思う。

4 報道機関への紹介

本日のテーマ及び議論の内容を報道機関に紹介することについて庶務から委員会に諮り、了承された。

5 次回テーマ

「裁判所利用者に対する適切な対応の在り方について」

6 次回期日

追って調整（令和4年3月頃を予定）